

# 西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7年 2月21日(金) 午後6:43～ 7:06

2. 開催場所 あわくら会館 東1・東2

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆 欠	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 谷口 亮太郎
○ 上山光重	
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博 欠	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第5条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 現況証明

5. 議決事項

- ・ 議案第1号  許可・不許可
- ・ 議案第2号  許可・不許可

6. 内容

事務局長	それでは、お時間となりましたので、2月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思 います。  本日は青木委員と春名光博委員が欠席との連絡が入っております。  それでは、会長よろしく申し上げます。
会長	それでは、議題にそって審議していきたいと思しますのでよろしく申し上げます。

	<p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号9番の清水委員と11番の田中委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p><b>■議案第1号 P2</b>          基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。          今回、9件の申請がありました。全て再設定の申請となっています。</p> <p><b>■申請番号81番（賃貸借権）3筆 再設定</b>          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 東京都●●● 番地 ●●● 氏</p> <p><b>■申請番号83番（使用貸借権）2筆 再設定</b>          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 大阪府●●● 番地 ●●● 氏</p> <p><b>■申請番号84番（使用貸借権）3筆 再設定</b>          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 神奈川県●●● 番地 ●●● 氏</p> <p><b>■申請番号85番（賃貸借権）3筆 再設定</b>          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p><b>■申請番号86番（賃貸借権）1筆 再設定</b>          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p><b>■申請番号87番（使用貸借権）1筆 再設定</b>          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p>

	<p>■申請番号 88 番（使用貸借権）2 筆 再設定          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 津山市●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 89 番（使用貸借権）3 筆 再設定          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 石川県●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 91 番（使用貸借権）1 筆 再設定          利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>詳細は 7～26 ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第 1 号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴取)          異議なし。</p>	
<p>会長</p>	<p>他に無いようでしたら、第 1 号議案についてはご承認いただきました。          次に、第 2 号議案について説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>■議案第 2 号 P27</p> <p>農地法第 5 条に係る転用の案件です。</p> <p>■申請番号 92 番 1 筆・93 番 2 筆          譲受人 大阪府●●● 番地 ●●● 氏          譲渡人→西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏          西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件は 11 月総会にて承認をいただきました農振除外されたほ場になります。          今後の事業拡大の為、バスの転回場と、利用者の使用する広場に転用します。          本件は、岡山県の「農地転用許可に係る審査基準」内にある、既存の施設の拡張であつて、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限り、例外的に転用を認めることができますとあります          詳細は 28～62 ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>

	以上で説明を終わります。
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告事項第1号について、事務局から説明願います。
事務局	<p>■報告事項第1号 P63</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出についてです。</p> <p>今回1件の届出がありました。</p> <p>■報告番号 90番 21筆</p> <p>届出者 東京都●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>詳細は65～80ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第1号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、次に報告第2号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第2号 P81</p> <p>現況証明願（非農地証明願）の届出についてです。</p> <p>報告番号 82番 1筆</p> <p>届出者 広島県●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、隣地である西粟倉村●●●番地に建物を建てた平成●年頃から、隣接地である申請地が敷地の一部として宅地化しており、固定資産税の評価も宅地として課税されている事情から非農地証明の申請がありました。会長、会長代理、上山委員により、現地</p>

	<p>確認を行い、宅地と判定しました。</p> <p>詳細は 82～92 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第 2 号について、何かありますでしょうか。
<p>(意見聴取)</p> <p>異議なし。</p>	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>①現行の利用権設定について</p> <p>現在皆様が使われている相対の利用権が 4 月より農地中間管理機構を介した利用権設定になります。このことは委員の皆様はご存じですが住民の方に周知ができていないので、4 月号の広報誌にて案内を掲載し周知をしていくことにします。</p> <p>②農業センサスにおける報酬の振込先口座の確認について</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_